

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市こども計画策定業務に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和7年5月16日

いなべ市長 日 沖 靖

1 業務概要

- (1) 事業名 令和7年度自治体こども計画策定支援事業
- (2) 業務番号 いこ政役第4号
- (3) 業務名 いなべ市こども計画策定業務
- (4) 履行場所 いなべ市役所
- (5) 業務内容 次に掲げる業務とし、詳細は仕様書のとおりとする。
 - ア こどもの意見聴取の実施
 - イ 現状の分析と課題の整理
 - ウ 計画骨子案・素案の作成
 - エ パブリックコメントの実施支援
 - オ 会議の運営支援
 - カ こども施策に関する各種情報提供支援
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月19日(木)までとする。

2 参加資格

いなべ市こども計画策定業務（以下「本業務」という。）のプロポーザルに参加する者は、参加申込書の提出日から令和7年6月30日（月）までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) いなべ市入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種「計画策定・コンサルティング」、業種細目「各種計画策定」に登録されている者であること。
- (3) いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成21年いなべ市告示第103号）第4条第1項の規定による入札参加資格停止措置を受けていない者である

こと。

(4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年いなべ市告示第119号）別表第2に規定する要件に該当する者でないこと。

(7) 令和2年度以降に、三重県、愛知県又は岐阜県内の人口4万人以上（令和5年4月1日現在）の地方公共団体において、市町村こども計画又は市町村子ども・子育て支援事業計画の策定業務を履行した実績がある者であること。

3 プロポーザル参加者の選定（1次審査）

プロポーザル参加者は、上記2の要件を満たす者のうち、令和2年度以降における同種業務の履行実績数が多い順に最大3者選定する。ただし、履行実績数が同数である者が複数ある場合は、直近3件分の履行実績の合計契約金額の高い順に選定するものとする。

4 プロポーザル審査及び選定（2次審査）

プロポーザルは、こども計画策定業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において、次の項目について審査を行い、その結果に基づき本業務における契約の交渉相手を選定するものとする。

- (1) 企画提案内容
- (2) 実施体制
- (3) 業務実績
- (4) プレゼンテーション
- (5) 見積額

5 手続等

(1) 担当部署

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市役所 健康こども部 こども政策課

電話 0594 (86) 7821 ファクシミリ 0594 (86) 7864

E-mail jidou@city.inabe.mie.jp

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法 仕様書等は、いなべ市ホームページの入札契約情報からダウンロードするものとする。

U R L <https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>

イ 閲覧期間 公告の日から令和7年6月2日（月）午後4時までとする。

(3) 1次審査資料の提出期限、提出書類、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年6月2日（月）午後4時

イ 提出書類

(ア) 企画提案者参加表明書

(イ) 会社概要書

(ウ) 類似契約実績書

(エ) 業務実績調書に記載のある業務が完了したこと及び契約金額のわかる資料（検収調書等）の写し

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

エ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送。（受付は、いなべ市の休日定める条例（平成15年いなべ市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

(4) 2次審査資料の提出期限、提出書類、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年6月20日（金）午後4時（受付は休日を除く。）

イ 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 工程計画表

(ウ) 業務実施体制書

(エ) 担当技術者調書

(オ) 見積書、見積内訳書

(カ) 他の地方公共団体団体に策定済みのこども計画書及び概要版

(ア)から(エ)までの提出書類は、書類ごとに表紙、目次及びページ番号を付し、書類名（略称可）が分かるように左とじにし、正本1部及び副本9部作成すること。

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

エ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送（受付は、休日を除く。）。

(5) 公告内容についての質問書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限

(ア) 1次審査に関する質問

令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 4 時

(イ) 2 次審査に関する質問

令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 4 時

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 質疑書により、電子メールでの提出とし、電子メールの送信後、送達の手続きを確認を行うこと。口頭による質問の受付は行わない。

(ア) 電子メールアドレス jidou@city.inabe.mie.jp

(イ) 電子メールの件名

【質疑書】いなべ市こども計画策定業務－提案者名

エ 回答日

(ア) 1 次審査に関する質問の回答

令和 7 年 5 月 28 日（水）

(イ) 2 次審査に関する質問の回答

令和 7 年 6 月 13 日（金）

オ 回答方法 いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

U R L <https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>

(6) プロポーザルの日時及び場所

ア 日 時 令和 7 年 6 月 30 日（月）（時間は、参加者に連絡する。）

イ 場 所 いなべ市役所 行政棟 2 階 会議室 5（控え室 相談室 2－1）

5 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約保証金の要否 要

ただし、いなべ市契約規則（平成 22 年いなべ市規則第 16 号）第 27 条第 1 項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 評価順位第 1 位の者を契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

- (6) 審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。
- (7) 選定の決定に対する質疑は、受付けない。
- (8) 2次審査において、参加申込者が1者の場合でも審査を行い、委員会の評価において、委員の過半数が評価合計点の2分の1以下と採点した場合を除き、契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。
- (9) 本業務の契約金額は、7,095,000円（消費税相当額を含む。）以内とする。
- (10) プロポーザルに係る費用は、参加申込者の負担とする。
- (11) 本業務の契約締結者以外の企画提案書等は返却する。また、提出された企画提案書等は、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）に基づく公開対象文書となる。
- (12) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。ただし、提出後に国の方針が示される等、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、委員会が承諾したものについてはこの限りでない。
- (13) 公告の日から契約の相手方に選定されるまでの間に、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、本業務への参加資格を失うものとする。
- (14) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでに、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (15) 詳細は、いなべ市こども計画策定業務公募型プロポーザル実施要領によるものとする。